# 運転免許の自主返納・運転経歴証明書の制度

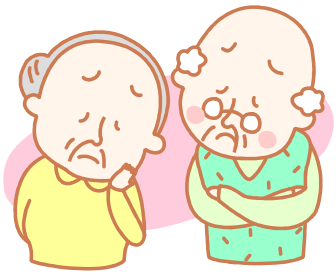

・高齢になり、**運転するのをやめよう**と思っている。
・最近の**高齢者が起こした事故のニュース**を見て不安になってきた。
・車の運転に**自信がなくなってきた。**
・更新したいが、**視力の検査に合格できない。**
・車の運転はしないが、**免許証のかわりに身分証明書が必要。**

## そんな人のために「自主返納」という制度があります

## 自主返納すると「運転経歴証明書」の申請が可能です

### ◆◇運転経歴証明書のメリット◇◆

○ 車の運転はできませんが、**更新の必要がない無期限の身分証明書として利用できます。**
※一部企業では身分証明書として取り扱われない場合もあります。

○ 市町等によっては、公共交通機関等での割引が受けられることがあります。

## 「運転経歴証明書」の入手方法

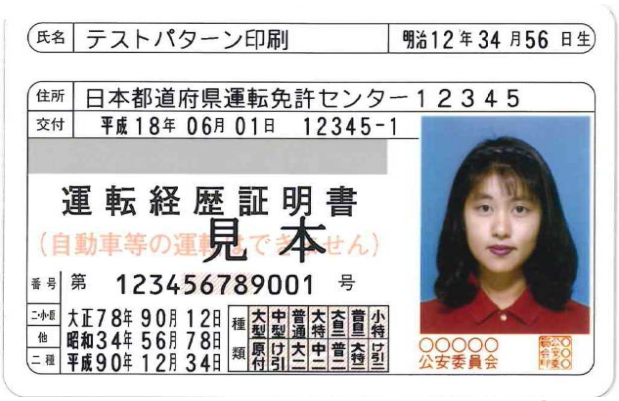


◎手順１
運転免許試験場又はお近くの警察署で
運転免許証を自主返納(申請取消)する。

※免許の有効期限が切れた方や免許の停止処分・取消処分に該当する方は、自主返納の申請はできません。

◎手順２
自主返納後、「運転経歴証明書」の交付を申請する。
必要なもの 「申請手数料 1,100円」「申請用写真(運転免許試験場は不要)」

※自主返納した日から「５年以上」経過した方は、運転経歴証明書の申請はできません。

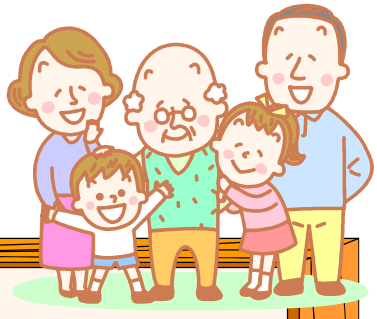

### 手続に関するお問い合わせは

○運転免許試験場
TEL 0957-53-2128

○長崎県内の警察署

### 申請の受付時間

◆◇ 警 察 署 ◇◆
（平日）午前９時～午前11時
午後１時～午後４時
◆◇ 運転免許試験場 ◇◆
（平日）午前10時30分～午前11時15分
午後２時～午後２時45分
（日曜）午後３時～午後４時